

介護分野における感染防止対策の継続支援

取扱注意

- 令和3年度における介護分野の感染症対策は、
 - ・ 9月末までの特例的な対応を含めた+0.70%の介護報酬改定により、日常から必要な感染症対策の実施を行うとともに、
 - ・ 地域医療介護総合確保基金において、感染者が発生した事業所・施設等に対するかかり増し経費支援を実施。
- 令和3年10月以降については、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、特例的な対応の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して、年末までのかかり増し経費を直接支援する。
- 申請手続は、できる限り簡素な方式とする。（領収書等の証拠書類の添付省略など）

対象施設・事業所

基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所

※ 医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

補助上限

サービス別（一部のサービスでは規模別）に補助上限を設定（平均的な規模の介護施設で6万円上限）

対象経費※

令和3年10月1日から12月31日までに購入した

- ・ 衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）
- ・ 感染症対策に要する備品（パーテーション、ウイルスキルマター）
- ※ 支援対象は必要に応じて対象範囲をQAで示す

《施設系サービスの例》

介護老人福祉施設、介護老人保健施設

・ 39人以下	3万円
・ 40～49人	4万円
・ 50～69人	5万円
・ 70～89人	6万円（※平均規模）
・ 90人以上	7万円

《居住系サービスの例》

認知症グループホーム

・ 14人以下	1万円
・ 15人以上	1.5万円

《在宅系サービスの例》

訪問介護

・ 訪問回数1200回以下	1万円
・ 訪問回数1201回～2000回	1.5万円
・ 訪問回数2001回以上	2万円

通所介護

短期入所生活介護	1万円	居宅介護支援	1万円
		・ 通常規模	1万円
		・ 大規模 I	1.5万円
		・ 大規模 II	2万円

障害福祉分野における感染防止対策の継続支援

取扱注意

- 令和3年度における障害福祉分野の感染症対策は、
 - ・ 9月末までの特例的な対応を含めた+0.56%の障害福祉サービス等報酬改定により、日常から必要な感染症対策の実施を行うとともに、
 - ・ 都道府県等向けの補助金において、感染者が発生した事業所・施設等に対するかかり増し経費支援を実施。
- 令和3年10月以降については、都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、特例的な対応の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して、年末までのかかり増し経費を直接支援する。
- 申請手続は、できる限り簡素な方式とする。（領収書等の証拠書類の添付省略など）

対象施設・事業所

基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所

※ 障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費※

令和3年10月1日から12月31日までに購入した

- ・ 衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）
 - ・ 感染症対策に要する備品（パーテーション、ウイルスキルター）
- ※ 支援対象は必要に応じて対象範囲をQAで示す

補助上限

サービス別（一部のサービスでは規模別）に補助上限を設定（平均的な規模の入所施設で3万円上限）

《入所系サービスの例》

- 施設入所支援、障害児入所支援
- ・ 40人以下 2万円
 - ・ 41～60人 3万円（※平均規模）
 - ・ 61人以上 4万円

《通所系サービスの例》

- 生活介護 1.4万円
- 自立訓練、就労継続支援、就労移行支援、短期入所、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービス 等 7千円

《訪問・相談系サービスの例》

- 居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動支援、就労定着支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援 等 3千円